

船橋市教育委員会会議 7月定例会会議録

1. 日 時 平成24年7月20日(金)  
開 会 午後3時30分  
閉 会 午後5時10分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 中 原 美 恵  
委員長職務代理者 篠 田 好 造  
委 員 山 本 雅 章  
委 員 石 坂 展 代  
教 育 長 石 毛 成 昌

4. 出席職員 教育次長 魚 地 道 雄  
管理部長 石 井 雅 雄  
学校教育部長 松 田 重 人  
生涯学習部長 高 橋 忠 彦  
管理部参事兼教育総務課長 二 通 健 司  
学校教育部参事兼学務課長 藤 澤 一 博  
生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 佳 之  
財務課長 泉 對 弘 志  
施設課長 小 川 良 平  
指導課長 鈴 木 正 伸  
総合教育センター所長 山 本 稔  
保健体育課長 岩 村 彰 喜  
文化課長 武 藤 三 恵 子  
青少年課長 中 村 義 雄  
生涯スポーツ課長 加 納 誠 一  
市立高等学校長 竹 内 英 世  
教育支援室長 成 田 勤  
市民文化ホール館長 田 久 保 里 美  
飛ノ台史跡公園博物館長 江 口 勇 一  
指導課長補佐 秋 山 孝  
指導課副主幹 兵 田 正 文

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第44号 スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第45号 平成25年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級使用教科用図書の採択について

議案第46号 平成25年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について

第3 報告事項

(1) 平成24年第2回船橋市議会定例会の報告について

(2) 通学路の緊急合同点検の実施について

- (3) 平成24年度青少年課夏の事業について
- (4) 市民文化ホール、市民文化創造館夏休み企画について
- (5) 縄文国際コンテンポラリーアート展2012 in ふなばし  
～チャオ！縄文 先史飛ノ台と古代イタリア～について
- (6) その他

## 6. 議事の内容

### 【委員長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会会議7月定例会を開会いたします。  
はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

6月21日に開催いたしました教育委員会会議6月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【委員長】

それでは、議事に入ります。

議案第44号についてですが、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当いたしますので、これは非公開としたいと思います。

また、議案第45号及び議案第46号につきましては、関係職員のみのお出席を求めますことから、報告事項(6)の後に繰り下げることといたします。

なお、本日は報告事項(6)の後に休憩を挟みたいと思います。こうした進行でご異議ございませんでしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【委員長】

よろしく願いいたします。では、異議なしと認めますので、そのように進めたいと思います。  
それでは議事に入ります。

はじめに、議案第44号について、生涯スポーツ課、説明願います。

議案第44号「船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

### 【委員長】

続きまして、報告事項に移ります。

はじめに、報告事項（１）、平成２４年第２回船橋市議会定例会の報告についてです。管理部、報告願います。

### 【管理部長】

平成２４年第２回船橋市議会定例会についてご報告いたします。

会議資料の１７ページをお願いいたします。

はじめに、会期でございますが、６月１日に開会し、２２日間の会期により開かれ、６月２２日に閉会をいたしました。

６月１日の開会日に、市長より上程した議案についての提案説明が行われました。本議会における教育委員会関係の議案上程はございません。上程された議案については、６月８日に、記載の６名の議員の方からの質疑が行われましたが、先ほど申したとおり関係議案がございませんので、質疑はございません。

次に、６月１１日から６月１５日までの５日間、一般質問がございました。一般質問の内容につきましては、１７ページから２２ページに掲載をいたしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

その中で主なものでございますが、管理部関係では、学校の市費負担職員の役割などについて、また学校耐震化に関する本市の状況、他市の動向についてなどの質問がございました。

学校教育関係では、学校施設での受動喫煙防止対策について、子どものネット犯罪対策について、学校給食のアレルギー対策や就学援助、就園奨励補助制度、通学路についてなどの質問がございました。

なお、教育委員会会議６月定例会におきまして篠田委員よりご報告いただきましたが、６月１１日の杉川議員の質問の中で学校施設での受動喫煙防止対策について、篠田委員により答弁をいたしましたところでございます。

次に、生涯学習部関係では、青少年行政について、スポーツ推進施策についてなどの質問がございました。

続きまして、６月１９日に文教委員会が開かれ、付託されました９件の陳情につきまして審査されました。採決の結果につきましては、２３ページ上段に掲げてあるとおりでございます。

６月２２日、議会最終日でございますけれども、文教委員会へ付託された陳情の議決結果につきましては、表記のとおり結果となっております。

この中で陳情第２３号「卒業証書の日付に関する陳情」につきましては、採択との結果でございます。この「卒業証書の日付に関する陳情」につきましては、同様の内容で教育委員会へ提出され、教育委員会会議５月定例会におきまして不採択と決したものでございます。市議会では採択されたという結果となりましたことを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

ただいま管理部長から第2回市議会定例会についての報告がございました。

この中で最後のところ、採択された陳情第23号「卒業証書の日付に関する陳情」ですが、教育委員会で不採択になった陳情第1号と同内容の陳情であったということですが、全く同じ内容ですか。

**【管理部長】**

内容については、同様でございます。

**【委員長】**

卒業証書の日付を卒業式の日付にするという内容ですか。

**【管理部長】**

願意としまして、市立小・中学校等の卒業証書に記載する日付を決定するのは学校長が行うよう、市は柔軟な対応をしていただきたいという願意でございます。

**【委員長】**

教育委員会で検討して不採択とした陳情の内容と同内容のもので、それが市議会で採択されたというご報告でしたけれども、この陳情の願意に対しては教育委員会としてどう対応すべきか、柔軟な対応をとということです、この点に関しては議論をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、同意が得られましたので、「卒業証書の日付に関する陳情」について議論をしたいと思いません。

陳情について市議会で採択されたものであっても、それが法的な拘束力を持つものではないということを確認しておきたいことと、それから教育委員会としては、かなり長い間検討してきて、前回不採択と決したものと同内容の陳情であるということと、この2点を確認しておきながら、市議会で採択された陳情について、私どもとしても市議会の意向を踏んで陳情の願意についてしっかり明確にした上で、こちらとして再度議論したいと思っております。よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

それでは、以上を踏まえてご意見をお願いできればと思います。

**【篠田委員】**

教育委員会としては、いろいろ説明を受けて不採択としました。一方、市議会では採択され、卒業の日付を校長先生が判断すればよいということですが、校長先生が判断をするということになると、また日付がばらばらになるという可能性も出てくると思います。ただ、市議会の意見を尊重して丁寧にまた議論をするということで、校長先生のご意見を再度聞いてみてはいかがでしょうか。

**【委員長】**

学校長が行うようにというところで、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

**【石坂委員】**

校長先生が現場で混乱されても困りますし、やはり現場の声というのを大切にしたいと思います。市議会のほうで採択されたということもきちんと扱わなければいけないと思いますので、篠田委員の意見に賛成いたします。

**【山本委員】**

柔軟な対応の柔軟なというのは非常に主観的な言い方をそちらもしてくれているので、こちらも今、各委員が言われたように校長先生の意見を再度聞いてみるような柔らかい頭を持って、その結果どうなるかというのはまた別の問題ですので、現場の意見を再度聞いてみたらいいと思います。

一方で、我々は議論を尽くしていると思いますし、常識的に考えたら答えは1つというような気も私自身はしております。

**【委員長】**

ほかによろしいですか。

では、皆さんの意見を集約いたしますと、陳情の願意は願意として理解をして、学校長にかなりの判断が任されることになって、そのことが生むプラスマイナスが出てくるだろうということです。そのあたりのところを任されることになる校長の意見をもう一度しっかり聞いてみるということによろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

それでは、校長の意見を聞いてみるというご意見がございましたので、校長からの意見集約を事務局のほうでお願いしたいと思います。また、それがまとまったところでご報告いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

**【山本委員】**

文教委員会や本会議で不採択になった陳情、例えば「学校徴収金の目的外使用中止等に関する陳情」や陳情第24号の「教職員の連続在職死亡に対する再発防止に関する陳情」、その他、陳情第25、26、27号というのは具体的にどのような内容ですか。

**【委員長】**

陳情の内容について、第22、24、25、26、27号ですか。それぞれお願いできますか。

**【学校教育部長】**

陳情第22号「学校徴収金の目的外使用中止等に関する陳情」ですが、願意は市立小・中学校における学校徴収金、いわゆる市立小・中学校が児童及び生徒の教育に使用するために集めている諸経費に関し、次のような実施を願いたいということで、1つ目として、学校徴収金は児童及び生徒である子どもたち及び学校のために直接及び間接的に使用する公金であり、それ以外のために使用する目的外使用を中止すること、2つ目として、学校徴収金の使用については、徴収者及び責任者である学校長は、納付者である保護者に対し十分な説明責任を果たすことという内容でございました。

教育委員会としましては、学校徴収金については、適正に処理をされていて目的外使用されている事実はないと。学校徴収金に含まれるPTA会費は、各学校でPTAの会則等に基づいて徴収していて、原則、使い方についてはPTAの責任において使われていると。使い方について教育委員会としては関与できるものではないと考えるという説明をいたしました。

陳情第24号「教職員の連続在職死亡に対する再発防止に関する陳情」ですが、願意は、学校の先生が突然亡くなったり長期療養に入ったりすることは児童生徒や保護者にとって非常に衝撃的な出来事であると。実態調査をして早急に再発防止策を講じていただきたいという内容でございました。

教育委員会としましては、この教職員の死亡については、既に安全衛生委員会が調査をしており、学校に原因があるとは考えていないと。家族の意向により、今後の実態調査も難しいものとする

という説明をいたしました。

陳情第25条「中学校での武道必修化に関する陳情」ですが、願意は、2012年4月から中学校での武道必修化に関し、けがや事故のないよう十分気をつけることと、女子の武道必修の必要性について教育委員会の見解を明らかにすることという内容でございました。

教育委員会としましては、県及び市主催による各種実技研修等により安全な指導に努めるとともに、安全点検を実施し、柔道用施設の整備に努めている。伝統・文化を重視した新学習指導要領の趣旨にのっとり、1・2年生で全運動領域を経験し、3年生では全運動領域の中から選択することになっているという説明をいたしました。

陳情第26号「新入学児童全員へ黄色い帽子的贈呈に関する陳情」の願意でございますが、これは市立小学校等への新入学児童全員に対し、交通安全の願いを込め、児童の交通事故をなくすために交通安全用具として黄色い帽子を市が購入し贈呈することを平成25年度から実施を願いたいという内容でございました。

教育委員会としましては、黄色いランドセルカバーとワッペン の配布、それから1年生対象の交通安全教室の実施、スクールガード、地域ボランティアなどによる児童の見守りが行われており、また、約半分の小学校、26校で学校独自の校帽があり、安全面や集団行動等において活用している現状であり、統一した帽子を配布する必要性はないものと考えているという説明をいたしました。

陳情第27号「公立の全小中学校への特別支援教育支援員配置に関する陳情」の願意につきましては、市内の公立の全小中学校に特別支援教育の支援員を配置願いたいという内容でございました。

教育委員会としましては、特別支援教育支援員としての介助員の配置については支援方法の一つであり、状況を見ながら必要などころに必要な数を配置しており、今後も各学校における児童生徒の実態を把握し、適切に配置していきますという説明をいたしました。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ただいま学校教育部長から内容の説明がありましたが、よろしいですか。

#### 【山本委員】

ありがとうございました。

陳情第24号「教職員の連続在職死亡に対する再発防止に関する陳情」という件名は、陳情した方がつけたんですか。これだと連続して先生が自殺か何かされているように思えてしまいます。

#### 【学務課長】

これについては、陳情者がそのままつけた題でございまして、議会の委員会の審議の中でも再発という言葉に大変引っかかり、原因がここではないのに再発としているところについては疑問であるというような声がございました。

#### 【山本委員】

ありがとうございました。

**【委員長】**

よろしいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

**【石坂委員】**

20ページの下のところから通学路についてですけれども、京都の事件を受けて私も船橋市のスクールゾーンは大丈夫かなとすごく心配になりました。スクールゾーンについて、船橋市の方針や見直しがありましたら報告をお願いしたいと思います。

**【委員長】**

まず、この質問にどう答えたかというのを伺います。

**【保健体育課長】**

それでは、今の通学路の件についてですけれども、答弁内容についてご説明します。

通学路については、教育委員会におきましても、登下校中の児童の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する痛ましい事故については、非常に重く受けとめているということでございます。これにつきましては、各学校に通学路の安全と交通事故の防止についてのファクスを送信し、各学校に注意喚起をいたしたところでございます。また、5月に実施した校長の目標面接時におきましても、通学路及び通学経路の安全確認の再度徹底をお願いしております。

それから、スクールゾーンについてでございますが、現在確認されているところが、船橋小学校をはじめ20校でございます。このうち18校は昭和49年から昭和58年までに設定されております。残りの2校は平成14年と平成16年に設定されております。スクールゾーンにつきましては、近年設定されていない状況がございます。この理由といたしましては、新たにスクールゾーンを設定するには警察に要望書を提出し、車両の通行規制を行うことが前提となっております。しかし、通行規制は近隣住民の生活に与える影響が大きいことから、学校、町会、自治会などで十分協議し、住民の総意を得ることが必要であるとされております。そういったことから、ここ数年幾つかの小中学校でスクールゾーンの設定の話がありましたけれども、住民の総意が得られないなどの理由からスクールゾーンの新たな設定まで進んでいない状況があるというような答弁をしております。

以上でございます。

**【石坂委員】**

スクールゾーンの設定が難しいというのはよくわかります。通りに面した住民の方の総意がいるということですし、スクールゾーンをつくったからといって安全だとは限らないかもしれません。子どもの安全について考えると、スクールゾーンの設定以外にも、ガードレールをつくってほしいとか歩道を広げてほしいとかいろいろな要望があると思うので、個々の対応になると思いますが、学校などから要望があった場合には迅速な対応をしていただけたらと思います。

**【保健体育課長】**

今ございましたように、学校から要望が時々上がってまいります。それにつきましては、保健体育課児童防犯安全対策室で看板を取りつける等、それからそれぞれの道路所管がございますので、道路部に教育委員会から要望を出して、道路部のほうで対応していただいて、道路管理者または警察に要望を出しているところでございます。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。このところ、本当に事故が続いているので、できるところから検討していかなければいけないと思います。

ほかにはいかがですか。

**【山本委員】**

18ページの朝倉議員の(2)の2番目、3番目の点ですけれども、全国一斉学力テストの取り扱いについてと、中学1・2年の学力把握は、という質問がございましたけれども、これはどのようにお答えになりましたか。

**【指導課長】**

2番、3番につきましては、全国一斉学力テストの取り扱いのうち、特に数学についてのご質問を受けました。例えば、中1の第1章、正の数・負の数、中2の第2章、連立方程式について、中学3年生の正答率が何%で、正答率が低い分野については指導を強めるというような対策がなされるべきと思うと。各分野、各章ごとの正答率やその経年変化の把握、そして指導強化によって正答率が改善されていくよう教育委員会では把握されているかというような趣旨のご質問でございました。

答弁といたしましては、全国学力量習状況調査の結果の分析につきましては、調査の目的に照らし合わせ、数学でいえば「数学的な見方や考え方」、「数学的な技能」、「数量や図形などについての知識・理解」について必要な情報を取り出し分析することによって、今後の指導に生かしていくように努めていきたいというようなことで答えております。

1・2年生の学力把握の問題につきましては、中学3年生は全国学力量習状況調査によって把握されていくけれども、中学1・2年の時点でも把握できるよう、市独自の把握を行うべきではないかというご指摘でございました。

答弁といたしましては、学校ごとに実施している実力テストや定期テスト及び3年次に実施する全国学力テストの分析によって把握できるものと考えているというふうに答弁させていただきました。

**【委員長】**

多岐にわたる内容で大変だったと思います。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項（２）に移りたいと思います。保健体育課、お願いできますか。

**【保健体育課長】**

報告事項（２）通学路の緊急合同点検の実施についてでございます。

先ほどご質問ありました内容とちょっと重なる部分でございます。資料の２５ページをお開きください。これは、報道関係者にお配りした内容のものでございます。

本年４月、登校中の児童が相次いで事故に巻き込まれるという痛ましい事故が発生しました。このことを受けて、通学路の安全確保の徹底のため、文部科学省、国土交通省、警察庁の３省庁が連携して対応策を検討することになり、本市においても通学路の合同点検を実施することになりました。期間は７月１７日から８月９日まで市立小学校５４校と特別支援学校、合わせて５５校から事前に抽出された通学路の危険箇所を船橋警察署、船橋東警察署、道路管理者、教育委員会、小学校職員、保護者の方々と合同で点検しております。点検項目は、交通量や道路の幅員、標識、見通し、スクールゾーンの確認などでございます。それぞれの参加者の視点から安全対策について指摘し合い、検討していくというものでございます。

２６ページをご覧ください。

向かって左側が船橋署管内２５校でございます。右側が船橋東署管内３０校、計５５校でございます。初日の１７日ですけれども、葛飾小学校、合同点検に報道関係者も多く取材に来られ、過日新聞などにも掲載されました。この緊急合同点検を通して安全対策を講じることにより大きな事故から子どもたちを守りたいと考えております。

以上でございます。

**【委員長】**

ただいま点検中ということですね。お願いします。

この件に関してご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

では、報告事項（３）に移ってよろしいですか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

では、報告事項（３）に移ります。

**【青少年課長】**

平成２４年度の青少年課夏の事業について説明いたします。

２７ページをご覧ください。

最初に、青少年キャンプ事業についてでございます。

実施日等につきましては、記載のとおり７月２７日（金曜日）から２９日（日曜日）までの２泊

3日、山梨県の富士河口湖町にあります浜の家キャンプ場において、小学4年生から中学校3年生までの児童生徒を集め、実施するものでございます。7月15日（日曜日）、青少年会館において結団式を実施いたしまして、この時点で参加者は99名、ここに108と入っておりますが、99名が参加するということが確定いたしました。

続きまして、船橋市津別町青少年交流事業については、8月4日（土曜日）から8月8日（水曜日）までの4泊5日で実施するものでございます。実施場所につきましては、一宮少年自然の家を中心に、小学校5年生から中学校3年生までを対象に実施するものでございます。この事業につきましても、7月14日（土曜日）、市役所の11階大会議室において結団式を実施したところでございます。ここで人数の確定ができましたので報告します。津別町から参加される児童生徒につきましては26名、船橋市の子どもたちが35名、合計61名により実施するものでございます。

以上、青少年課からの報告でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

夏に行われます2つの事業についてご報告がありましたが、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

では、次に移りたいと思います。

報告事項（4）市民文化ホール、お願いします。

**【市民文化ホール館長】**

それでは、資料29ページをお開きください。

本日は市民文化ホールときららホールにおける夏休み事業のご案内をさせていただきます。

当ホールの運営方針の一つといたしまして、青少年の文化芸術の機会促進を挙げております。その手段としてワークショップ活動を推進しています。そこで、夏休みの長期休暇を利用して、普段経験できない体験をしてもらうということで、さらに将来、ホールのファンになってもらうためということで企画をいたしました。

まず、きららホールですけれども、8月4日、土曜日に「手作り楽器でライブ体験！」並びに「ステージクリエイター（音響・照明）に挑戦！」というワークショップを行います。今年で3年目になるこの企画なんですけれども、子どもたちがつくった楽器演奏をプロの照明・音響スタッフによるステージングでライブ体験をします。それと同時に、逆に裏方として本物の照明機具、音響機材を子どもたちが操作をして、そのライブを一緒につくり上げるという活動になっています。

次に、市民文化ホールですけれども、夏休みの企画として、劇団ひまわりの「アンネ」を公演い

たします。原作の「アンネの日記」は世界中で広く読まれているベストセラーですが、本公演は特に14歳の少女の内面の輝きと成長の軌跡に光を当てて、中にはミュージカルシーンなども含まれていて、少し今までの「アンネの日記」とは一味違う雰囲気の間動作となっています。この演出が高根台第一小学校、高根台中学校出身の山下晃彦氏ということもあって、この「アンネ」を取り上げております。演劇は、映画と違って心に直接働きかけるすばらしい力があります。物より心の豊かさが重要と叫ばれている中、夏休みを読書や演劇に親しむ機会とするため、この公演に力を入れております。

また、今回の公演の特徴ですけれども、演劇を多角的に取り組むことを目的としておりまして、そのために5月から中学校演劇部への演劇ワークショップを3回行っており、また演出家みずから朗読ワークショップを行って、参加者の中から選出された約9名を今予定しておりますが、プロの劇団のステージで朗読をするという、演劇をつくり上げる場に参加できるという企画になっています。現在、朗読のワークショップが7月11日、一昨日の18日と2回実施しておりますが、一昨日は高根台第二小学校、第三小学校、高根台中学校の児童生徒さんの表現力がすばらしくて全員出したいと講師の方が選出に困っておられました。今後は、25日に同じく今度は西部公民館で同じ内容をやるんですが、宮本中学校、それから葛飾中学校の演劇部の皆さんがまたさらに参加をしてくれることになっております。

この結果がどうなるか、ぜひ教育委員の皆様、関係各課の職員の皆様にも8月25日、26日の公演にお越しいただき、子どもたちの活躍をぜひご覧いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、プロの方が子どもたちに働きかけてくださって、とてもいい機会をいただいているということであれしく思います。ご質問等ございますか。

たくさん子どもたちというのはなかなか難しいと思いますが、丁寧に、10人とか30人とかの子どもたちに関わっていただいて、それが広がっていくのがいいですね。

#### 【市民文化ホール館長】

まだまだ席はあいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

そういうことです。よろしいでしょうか。

#### 【石坂委員】

山下さんについてお伺いできますか。

**【市民文化ホール館長】**

山下さんは、高根台第一小、高根台中を経て、高校に行き、大学のおかげから演劇に進まれたということで、高校まではどちらかというと体育会系の男の子でしたということをおっしゃっていました。何がきっかけでという細かなことまでは余りお話しする機会がないんですが、実はそのあたりを今週の土曜日のふなばし読売が「人」というコーナーで山下さんを取り上げる予定でおりまして、そのあたりの話はしたということです。

大学時代まで船橋にお住まいでしたので、本当に船橋育ちというような方です。先日、子どもたちとワークショップが終わった後、高根台中の子どもにちょっとインタビューをさせていただいて、それが今度8月1日号にまた出るんですけども、本当に言葉を大事にされている方ということ子どもたちが実感をしていただいていたのではないかなと思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。よろしいですか。

**【石坂委員】**

はい。

**【委員長】**

市民文化ホールの改修後、座席がとてもきれいになったので、またゆっくりご覧いただけるのではないかと思います。

では、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

続きまして、報告事項（5）について、飛ノ台史跡公園博物館、お願いします。

**【飛ノ台史跡公園博物館長】**

それでは、報告事項（5）、「縄文国際コンテンポラリーアート展2012 in ふなばし チャオ！縄文 先史飛ノ台と古代イタリア」についてご報告いたします。

35ページのチラシをご覧ください。

この企画展は、当館が平成12年11月に開館して以来開催をしているもので、今年で12回目となります。今回は、イタリアのアーティストの方6名、日本のアーティストの方12名の作品42点を展示しております。日本人は縄文、イタリアの方は古代イタリアからインスピレーションを受けた作品をそれぞれ展示しております。会期は7月15日から9月9日まででございます。

会期中の土日にはチラシの裏の紫の白抜きの文字で書いてあるところですけども、アーティスト

トの皆さんが講師となるワークショップを開催いたします。また、土日以外の平日につきましては、館の独自のワークショップを毎日開催いたしますので、7月下旬から8月中は、開館しているときは何かしらワークショップをやっているということでございますので、大人の方ももちろんでございますが、たくさんのお子どもたちに参加していただきたいと思っております。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。こちらは新聞社が後援してくださっているんですけども、新聞で取り上げてくださったりとか、そういう機会もあるんでしょうか。

#### 【飛ノ台史跡公園博物館長】

まだないんですけども、例年取材に来ていただいております。

#### 【委員長】

ありがとうございます。体験講座だから、夏休みの良い経験になると思います。

ご質問等ございますか。チラシもなかなかおしゃれですね。ありがとうございます。

では、最後ですが、報告事項（6）その他になりますけれども、何かご報告のある方、ご発言があれば、お願いしたいと思います、いかがでしょうか。

#### 【山本委員】

大津のいじめ自殺事件を受けて、教育委員を含めて教育委員会や学校が矢面に立たされているようですけれども、船橋市の実態はどうなっているかお聞きしたいと思います。

#### 【指導課長】

私のほうから、本市におけるいじめ問題の現状とその対応についてご説明させていただきます。

はじめに、本市におけるいじめの現状といたしましては、児童生徒や保護者によりいじめに対するとらえ方が多様化しておりまして、さまざまな形で訴えが寄せられ、学校ではその対応に苦慮している現状がございます。

次に、いじめ問題への取り組みといたしましては、教育委員会では各学校に対しまして平成18年度に文部科学省から通知されている「いじめ問題への取り組みの徹底について」に基づきまして、「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」ということを十分認識し、早期発見に努めることを全教職員に周知し、学級担任など特定の教員が問題を抱え込むことなく、校長を中心として学校全体で組織的にいじめ問題の解消に取り組むよう指導しております。教育委員会としても、学校での対応が難しい問題については、保護者などからの訴えにまず謙虚に耳を傾け、指導課、学務課、総合教育センター教育支援室の教育相談班、青少年センターが連携して指導、支援に努めているところでございます。

また、いじめ問題根絶への対策といたしましては、児童生徒の内面を積極的に調査し、いじめの

解消を図ることが重要であることから、船橋市では平成22年度から各学校で全児童生徒を対象にいじめについてのアンケート調査を実施し、いじめの早期発見・早期対応に積極的に努めているところでございます。

また、学校におけるいじめ問題に対する取り組みの例といたしましては、児童会や生徒会、PTA等が連携し、「いじめをしない、させない、許さない」という意思表示として、児童生徒がリボンやバッジをつける取り組みを行っている学校もございます。教育委員会といたしましても、今年度いじめアンケート調査に加え、各学校の児童会や生徒会において標語等によるいじめ問題に関する啓発活動の実施を働きかけております。また、生徒指導における管理職のリーダーシップのあり方が重要であることから、今年1月には教頭を対象として臨時の研修会を開催し、7月にも、先日でございますが、校長及び生徒指導担当者に対して研修会を行ったところでございます。

大津市の問題にかかわる報道後の本市の教育委員会の対応につきましては、7月11日付で全小・中・特別支援学校に対し、「学校におけるいじめ問題への取り組みの充実について」を通知し、アンケート調査の個別の結果や個々への対応を見直し、日ごろの出席確認や個々の児童生徒の表情や行動等にきめ細かく注意を払うなど、丁寧かつ適切な対応をとるよう指導したところでございます。また、7月18日には緊急に中学校生徒指導主事を招集し、「いじめ及び自殺問題についての喫緊の課題について」という内容で研修を行い、研修会の資料を全職員に配布し、内容を周知徹底すること、各学校で実施した、いじめアンケート調査や対応を見直し、心配な生徒については生徒指導主事に報告させること、報告された生徒への夏休み前及び夏休み中、また夏休み明けの指導について学校としての指導方針を立て、学級担任だけではなく関係職員が連携して取り組むことなどについて指導したところでございます。

報告は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

**【山本委員】**

マスコミ報道だけの情報なので、よくわからないところもありますけれども、大津の学校の対応のまずさが、ちょうど今の先生がお話しされた話ではフォローされているのかなというような感想を持ちました。

**【委員長】**

よろしいですか。ほかにはいかがですか。

**【篠田委員】**

今の話を聞いて、いろいろな指示や指導はするでしょうし、よく対応されていると思います。先ほど早期発見ということもありましたけれども、やはり早いうちにとにかく、どんな小さなことでも、そういう事例があったら生徒、先生、保護者、それから我々教育委員会も綿密に連携をとって、

1人の生徒さんにみんなが協力して対応していくということが大事だと思います。

いろいろな手法だとか、そういう研修会はあるでしょうけれども、やはり基本的に親、先生、同じ生徒、教育委員会、先生方で教育委員会へ来られている方などが、いじめに遭われているような生徒さんが気軽に言えるような、そういう状態というのをいつもつくってあげられるように心がけていただければなと思います。

**【委員長】**

特に中学生の場合は、本人が訴え出るといことはなかなか難しいので、気づいた友達がすぐにSOSを出してあげられるような教師とのつながりがあれば随分違うと思います。また、夏休み中の対応についても手を打ってくださっているというところは、これからも大事なことだなと思います。よろしいでしょうか。

もう一つ、私のほうから、今日は涼しいですけれども、毎日のように熱中症のことが報道されてまして、明日からいよいよ中学総体になりますので、熱中症への対応というか、そのあたりは保健体育課のほうでありますか。

**【保健体育課長】**

例年、熱中症につきましては大変な状況になっておりまして、今年につきましても、既に何度か通知を出しております。特に、先週の連休がありました、あのときに全国で600名を超える方が緊急搬送されたということもありました。また、テニスの試合中に運ばれているということも2件報道がございました。こういったことを受けまして、明けの火曜日に各学校に再度注意喚起のファクスを流したところでございます。このところ、大きな事故報告については入っておりません。

**【委員長】**

もう一点、風疹の流行の件もよく出ております。何か大人もかかるということですが、今のところ船橋市の教職員について報告はありませんか。

**【保健体育課長】**

今のところ、教職員についての報告はございません。

**【委員長】**

よろしいですか。ほかにはどうでしょう。事故のこともそうですし、いじめもそうですし、本当に子どもたちをめぐって大きな問題がいろいろ起こりますので、そうしたことに一つずつ丁寧に対応していかなければいけないと思います。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。4時40分から再開といたしたいと思います。休憩後に議案第45号及び議案第46号の審議に入りますので、こちらは関係職員のみのお出席ということになります。それ以外の方はここでご退席ということになりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(休憩)

**【委員長】**

それでは、議案第45号について審議したいと思います。指導課、説明をお願いします。

**【指導課長】**

資料5ページにございます議案第45号についてご説明いたします。「平成25年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級使用教科用図書の採択について」ご審議をお願いいたします。

平成25年度に船橋市立小・中学校並びに船橋特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を上程いたします。

本年度の教科書採択の事務は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定及び千葉県教育委員会の指導により、1、小学校及び中学校用教科用図書は平成23年度と同一の教科書を採択しなければならないこと、2、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科書については、毎年度異なる図書を採択できることとなっております。したがって、本年度本市で採択の検討をお願いするものは、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書、すなわち一般図書となります。これらにつきましては、7月4日付で船橋市教科用図書選定委員会から調査研究報告と選定結果の報告を受けましたので、本日の議案として上程しております。

それでは、特別支援教育の教科用図書の採択の検討に先立ちまして、まず平成25年度に使用する小学校及び中学校の教科用図書の採択をお願いします。

先ほど申し上げましたとおり、教育委員の皆様にご採択していただきます教科用図書は、平成23年度に採択した教科書と同じものとなります。小学校使用教科用図書は資料7ページ、中学校使用教科用図書は資料8ページに記載しております。どうぞよろしく願いいたします。

**【委員長】**

ただいま事務局から説明がございましたとおり、平成25年度に使用する小学校及び中学校の教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づいて、平成23年度に採択されました平成24年度使用教科用図書と同一のものを採択するということです。

なお、発行者及び書名については、会議資料の7ページ及び8ページに記載されております。平

成25年度使用教科用図書のとおりでございます。これにつきましては、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

それでは、異議なしと認めます。平成25年度使用の小学校及び中学校の教科用図書として、平成23年度に採択されました平成24年度使用教科用図書と同一のものを採択することといたします。

続きまして、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の選定結果について説明願います。

**【指導課長】**

平成25年度船橋特別支援学校及び小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書選定の結果につきましては、この後、船橋市教科用図書選定委員会委員長であります魚地教育次長からご報告いたしますので、教育委員の皆様にはご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、教科書についての質問は、総合教育センター教育支援室長に答えさせますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**【教育次長】**

では、ご説明させていただきます。

まず、これまでの教科用図書選定作業の概要についてご説明いたします。

本年4月の教育委員会会議定例会におきまして、平成24年度船橋市教科用図書選定委員会規約についてご承認をいただきました。その後、5月の定例会におきまして、選定委員会の委員についてご承認をいただいたところでございます。

5月30日に第1回船橋市教科用図書選定委員会を開催いたしまして、規約の確認、会議の予定、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を調査・研究するための専門調査員を承認しました。さらに、6月6日、専門調査員会を開催し、学校教育法附則第9条本の調査・研究を依頼いたしました。調査・研究に当たっての観点につきましては、お手元の平成25年度使用教科用図書調査研究報告書の1ページにございますように、「内容について」、「組織・配列について」、「表現について」、「造本」についての4つとなっております。7月4日、第2回の教科用図書選定委員会を開催しまして、専門調査員から調査・研究の報告を受け、選定委員7名の協議の上で選定したものでございます。

以上がこれまでの概要でございます。

では、次に、その選定結果についてご説明をいたします。

特別支援学校小学部・中学部及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の教科用図書に

つきましては、先ほど採択いただきました文部科学省検定済教科書、次に議案の11ページの下段にある文部科学省著作の特別支援学校用教科書、いわゆる星本を使用することが原則となっております。しかし、児童生徒の障害の種類や程度など、実態に応じて学校教育法附則第9条の規定により一般図書の中から選べることとなっております。

この一般図書につきましては、毎年度、採択をしていただいているものでございますが、選定に当たりましては、先ほど申しました児童生徒の障害の種類や程度に合った教科用図書を選ぶということから、選択の幅を持たせることが必要であると考えました。

したがって、選定委員会としましては、専門調査委員の報告の中で特に問題となる事項が指摘されたり、確認されるといったことがございませんでしたので、新しく千葉県教育委員会が追加した「国語」3冊、「生活・社会」2冊、「職業・家庭」1冊の計6冊をすべて選定したところで

具体的には、議案の9ページをご覧ください。平成25年度使用教科用図書選定結果一覧「特別支援学校及び小・中学校特別支援学級」の「1 学校教育法附則第9条の規定による一般図書」の表の中で、欄を黒塗りしている部分がございます。

国語でいいますと5番、偕成社の「五味太郎・言葉図鑑5 つなぎの言葉」、11番の同じく偕成社の「木村祐一・しかけ絵本1 みんなみんなみーつけた」、12番の同じく「ともだちだいすき2 おべんとうなあに？」の3冊となっております。

次に、10ページをご覧ください。

「生活・社会」で、12番の金の星社の「げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき!」、22番の永岡書店の「リズムにあわせてうたいながらたたこう たいこでドン!ドン!デラックス」の2冊でございます。

「職業・家庭」で、14番、小学館の「21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ」の1冊でございます。

なお、白地の記載欄の一般図書は昨年度も採択していただいておりますので、本年度選定した6冊を加えてよろしいかご審議いただきまして、「国語」で39冊、「算数・数学」で26冊、「生活・社会」で28冊、「職業・家庭」で17冊、「外国語」で6冊の合計116冊を採択していただくということになります。

あわせて、11ページをご覧ください。

11ページに記載してあります「2 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」、いわゆる星本につきましても、採択をお願いいたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

#### 【委員長】

ただいま平成25年度船橋特別支援学校及び小・中学校特別支援学級使用教科用図書について説明がありました。この件につきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。事前に皆様のお手元に調査研究報告書がいておりますし、先ほど原本を見ていただいたところです。

#### 【石坂委員】

この6冊は、県が選定したものを船橋市でもどうかということで選定されたということですが、船橋市の特別支援学校の先生方からは、こういった本が欲しいといった声はなかったでしょうか。

**【教育支援室長】**

先生方のほうからは声は上がっておりません。

**【委員長】**

よろしいですか。

**【石坂委員】**

はい。

**【委員長】**

どれもなかなかすてきな本ですね。特になければ、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

それでは、平成25年度船橋特別支援学校及び小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書について、採決いたしたいと思います。本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択するものとしてよろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、異議なしと認めます。平成25年度に船橋特別支援学校及び小・中特別支援学級において使用する教科用図書として、別添のとおり本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択いたします。

以上により、議案第45号「平成25年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級使用教科用図書の採択について」は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第46号に移ります。指導課、説明願います。

**【指導課長】**

議案第46号についてご説明いたします。

平成25年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択についてご審議をお願いいたします。

平成25年度に船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を上程いたします。

内容につきましては、この後、船橋市立船橋高等学校教科用図書選定委員会委員長、竹内校長から説明があります。

なお、説明後、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

#### 【市立高等学校長】

市立高等学校使用教科用図書の選定につきまして、概要をお手元の平成25年度使用教科用図書研究報告書を用いてご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

本校では選定に当たり、内容、組織・配列、表現、造本、この4つの観点から調査・研究いたしました。その結果、3ページから5ページまでにある平成25年度選定教科書一覧に掲げました継続本43冊、新規欄に丸印のある新規本20冊の63冊を選定いたしました。変更本はありません。このように選定本が多いのは、本校が普通科、商業科、体育科の3科を有し、さらに普通科で文系、理系、留学教育コースの3コース、商業科でも簿記、情報、経済の3分野を設定し、きめ細かい指導を行っているからです。

次に、本日までの選定の経過について申し上げます。

まず、教科主任を中心とした教科書選定委員会を設置し、5月18日に第1回の委員会を開催しました。その後、教科ごとに研究会を3回から5回開催し、選定本を選びました。それを踏まえ、6月20日、保護者の代表2名を加え、第2回の委員会を開催しました。

それでは、新規本について説明いたします。

まず、国語総合です。比較本につきましては、27、28ページになります。この科目は普通科、商業科、体育科の1年生4単位の科目です。1年生として基礎学力の定着を目的にしたとき、選定した教科書は現代文、古文、漢文、いずれの分野においても精選された教材がバランスよく採用されており、表現の実践、言語活動という課題も設定され、表現活動もスムーズに行えるよう工夫されているので、選定いたしました。

次に、地理・歴史科の地理Aです。この科目は、普通科、商業科、体育科の1年生2単位の科目です。比較本につきましては、54、55ページにあります。選定した教科書は、教科書に直接書き込みができるなど、地理的技能を身につけるための工夫が盛り込まれており、生徒の興味や関心をより高められると判断して選定いたしました。

続きまして、地図帳です。これは前述の地理Aの授業の中で使用するものです。比較本につきましては、60、61ページにあります。選定した地図帳は、今回の改訂で唯一インデックスがついたことにより、地図を引きやすく学習効率の向上が期待できると判断して選定いたしました。

続きまして、数学Ⅱです。比較本につきましては、72、73ページにあります。この科目は、

普通科の2年生3単位の科目です。1年生の学習からの流れをスムーズに引き継ぐ意味で、1年生で選定しました数研出版社の「新編 数学Ⅱ」を選定いたしました。

続きまして、数学Bです。この科目は、普通科2年生2単位の科目です。比較本につきましては、75、76ページにあります。この教科書も数学Ⅱと同様に1年生からの学習の流れをスムーズに引き継ぐ意味で、1年生で選定しました数研出版社の「新編 数学B」を選定いたしました。

続きまして、理科の物理基礎です。この科目は、普通科2年生3単位の科目です。比較本につきましては、99、100ページにあります。選定した教科書は、速度の合成に関して物体の変位の和から速度の合成の式を導いていたり、慣性、質量に関しては明確に加速度の生じにくさ、すなわち慣性をあらわすと書くなど、詳しく丁寧な表記がされております。

次に、生物基礎です。この科目は、普通科2年生3単位の科目です。比較本につきましては、102、103ページにあります。選定した教科書は、観察を主とした観察・実験と、仮説を設定する探求活動に分ける等、説明が丁寧で授業への配慮がなされております。

次に、地学基礎です。この科目は、普通科2年生3単位の科目です。比較本につきましては、105、106ページにあります。選定した教科書は、図や写真が大きく鮮明で、色使いや色の濃さも適切で、目で見ても理解できるような工夫がなされております。

続きまして、保健体育科の保健体育です。この科目は、普通科、商業科、体育科の1年生1単位の科目です。比較本につきましては、119ページ、120ページにあります。選定した教科書は、1時間分が見開きの構成となっており、説明が丁寧で、グラフや図が適所に配置され、生徒にも使いやすい構成となっております。

続きまして、芸術科です。音楽Ⅰ、この科目は普通科1年生2単位の科目です。比較本については、122、123ページにあります。選定した教科書は、現代的で親しみやすく、生徒の発達段階に応じた内容の楽曲と幅広く変化に富んだ学習活動を行うことができる教材として考えられます。

美術Ⅰです。この科目は、同じく普通科1年生2単位の科目です。比較本につきましては、128、129ページにあります。選定した教科書は、他の比較本と比べ、よりシンプルで基礎基本に重点が置かれた編集となっていることから選定いたしました。

次に、工芸Ⅰです。この科目も、普通科1年生2単位の科目です。教科書は、この選定本のみの発刊となっておりましたので、この本を選定いたしました。

書道Ⅰです。この科目は、同じく普通科1年生2単位の科目です。比較本につきましては、135、136ページにあります。選定した教科書は、高校生が臨書するに当たって適切な箇所を選択して掲載しており、学習内容を設定する上で大変有用なものとして判断し、この教科書を選びました。

続きまして、英語科のコミュニケーション英語Ⅰです。この科目は、普通科、商業科1年生2単位の科目です。比較本につきましては、141、142にあります。選定した教科書は、題材が生徒に親しみやすく、学ぶべき語彙や文法事項が適切に配列されていて、練習問題の難易度や分量が本校の生徒にとって適切であり、写真や図表が豊富で視覚的に理解しやすいことから選定いたしました。

引き続き、コミュニケーション英語Ⅰです。こちらは体育科1年生2単位の科目です。比較本につきましては、144、145にあります。選定した教科書は、題材が該当生徒の興味、関心を引

き出し、学ぶべき語彙や文法事項が適切に配列されています。加えて、写真、イラスト、図などが豊富で字も大きく、読みやすくなっております。

次に、英語表現Ⅰです。この科目は普通科1年生2単位の科目です。比較本については、147、148にあります。選定した教科書は、生徒同士が英語を使って会話をする機会がよくとれ、かつ文法やスピーチ文をつくるまで求めていることから、選定いたしました。

次に、情報科の社会と情報です。この科目は、普通科、体育科1年生2単位の科目です。比較本につきましては、177、178ページにあります。選定した教科書は、説明が丁寧で実習編8割と理論編2割の構成に分かれており、本校の生徒にとって使いやすく、用語集も充実していることから選定いたしました。

次に、商業科のビジネス基礎です。この科目は、商業科1年生2単位の科目です。比較本につきましては、180ページにあります。選定した教科書は、ビジネスコミュニケーション、ビジネスマナーについてを前半に持ってきた唯一の教科書で、生徒がビジネスの勉強を始めるのにとっても入りやすい構成となっています。

続けて、簿記です。この科目は、商業科1年2単位の科目です。比較本につきましては、186、187ページにあります。選定した教科書は、検定にも適用できるなど、発展的な内容も盛り込んでいます。簿記の教科書に赤で直接線を入れるなど、他社のものと比較して扱いやすくなっていることから選定いたしました。

次に、情報処理です。この科目も、商業科1年生2単位の科目です。比較本につきましては、194、195ページにあります。選定した教科書は、1年生で学ばせたい内容に加え、発展的な活用ができるよう工夫されております。また、今後必要とされるデータベースの知識についても対応していることから、選定いたしました。

以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、船橋市立高等学校は、普通科、商業科、体育科の3科のカリキュラムが並行しておりますし、平成25年度は新教育課程に伴う変更もございましたので、ご説明もそのようにしていただきました。ご質問等ございますでしょうか。

全体的にどの教科書もとても丁寧につくられておりますし、学習しやすい内容になっているというのはわかりましたけれども、選定のポイントになったところがこちらの選定委員会の報告書のほうにもご説明があって、今日確認させていただきましたが、これだけ選ぶというのは3科それぞれ特徴があるので大変ですよね。

#### 【市立高等学校長】

はい、ありがとうございます。

#### 【山本委員】

新教育課程になり、小学校、中学校はまたがらっと変わったんですけれども、高校では、先生の専門の数学でも結構ですので、時間が変わったとか、こういう単元が繰り上がったとかあると思うんですけれども、具体的にどういうところが変更になったか教えていただけますか。

**【市立高等学校長】**

それでは、答えられるところでお答えいたします。

例えば、解の公式というのを二次方程式のところでは扱っていませんでした。これが中学校で扱ったり高校で扱ったりということが、よく学習指導要領が変わると移るんですけれども、この部分が高等学校のほうに加わっていたものが、理科、数学の先取りということで中学校のほうにそれが入ってきました。その分、例えば高校入試でも解の公式を使うような入試問題が取り入れられてくるなど、高等学校の1年生の部分にあったものが中学校に幾つか行って、中学校での量が豊富になったという部分があると思います。高等学校は、その部分が中学校に移った分、今度それを活用したり、または解の公式を導き出す部分の理論的なものを加えて授業を展開するというような中身で、中身の中の掘り下げる内容が充実してきたというようなことがあるのと、それに伴い、今度は使う練習問題の難易度がやはり若干上がってきたのではないかと考えます。

また、数学Ⅲというのがございますが、これはほとんどの学校は選択ですけれども、時間数が、まだ具体的に数Ⅲの教科書をきちっと見ているわけではないんですが、時間数が3単位から5単位に増えるというような形で変更されてきているということが、数学に関してはあります。

**【山本委員】**

高校なので各校が任意でできるのかもしれませんが、高校の時間数が全体的に増えているということですか。

**【市立高等学校長】**

今、新学習指導要領がスタートするので、いろいろな学校が新しいカリキュラムをまとめて出しているところですが、実際に調査している段階では、今までどおり週30時間という幅で週の時間を組んでいる学校がやはり圧倒的な数です。学校によって、まだ工夫段階ですが、週の時数を少し増やして31、32になったり、中には33、35というようなところに広がっている学校が出始めてきていますけれども、これからの動きの中で、進路が進む中で、また持ち時間等がそういう形で変更してくるのではないかとこのところだと思います。まだ全体的には30時間で、全体の持ち時間はそんなに変化がない学校が全体ではまだ多いということぐらいしか、今日はお答えできないんですが、よろしいでしょうか。

**【委員長】**

よろしいですか。

**【教育長】**

卒業までの単位数は同じだけれども、授業時数は30時間にこだわらないでオーバーして弾力的に扱っても構わないというふうに変ったわけですね。市立高校はどうなんですか。

**【市立高等学校長】**

市立高校は、平成25年度スタートに当たりまして30時間からの変化はしておりません。いろいろ議論を今でもされていますし、今後もされていくところがあるんですけども、学校設定教科というものを2時間本校も設定しています。これは市立高校からずれるところがあるんですが、全県下的に30時間の学校でも科目はこれだよ、科目はこれだよという形ではなく、学校設定教科や学校設定科目という時間をつくる学校が増えています。そこに今のような形の増える部分を選択で入れたり、生徒の興味・関心を生かして掘り下げて深く授業をやるという形がありますので、そういうところでの工夫をしている学校も多いと思います。市立高校におきましても、学校設定教科をもともとつくっていますので、そこでまず検討して工夫していこうということで、今回は30時間でスタートしておりますが、これも一回りの3年とかやってみる中で、やはり検討して議論を続けていく課題にはなっているものです。

**【委員長】**

よろしいですか。学校としても、いろいろ工夫しながらやっていくということです。本当に、教科書を見せていただいて3科持っているというのは大変なことだなということを感じました。生徒の実態に即して、どうすると教育効果が上がるかというのを考えていかないといけないですからね。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

今回は変更本はなく、平成25年度新教育課程に伴う新規の採択本が含まれた案になっているということですね。

それでは、議案第46号「平成25年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」を採決いたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

それでは、異議なしと認めます。議案第46号「平成25年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」は原案どおり可決いたしました。

本日本日予定しておりました議案等の審議はこれにて終了いたしました。

ほかによろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【委員長】**

では、これで教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

—